

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳（九・完）

一八七一年九月より一八七二年一月までの記録――

岩村等

凡例

資料	(1)	(10)
	(11)	(24)
	(25)	(42)
	(43)	(57)
	(58)	(69)
	(69)	(82)
	(83)	(112)
	(113)	(145)
	(146)	[以上第二五号] 完

(14) ジョーン・プレストンによる非行と暴行(二)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月三〇日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No.27 警察

ジョージ・S・カー(英國船オケアーナ号の船長)

対

ジョン・プレストン(同船の二等航海士)

この訴訟は取り下げられ、被告は、訴訟費用一ドル五〇セント

トと逮捕費用五ドルとを支払う。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

Na 28 警察
ロバート・リドル・ホープ

対

ジョン・プレストン

{

本訴訟は取り下げられ、被告は訴訟費用一ドル五〇セントを支払う。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(47) ヘンリー・マンフォードとダンカン・ブラック

の件

Na 24 と 25 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ヴィルキンソンの前で

一八七二年一〇月一九日に当法廷において有罪と宣告され、
一〇週間の収監を命ぜられた英國船ゾーラル号の船員ヘンリー・マンフォードとダンカン・ブラックの件について

上記船舶の船長ジョージ・フラートンは、先述の二人の船員の労役が船上で必要とされているので、一八五四年の商船法二四八条のもとで航海を進めるために二人を船上に移送してほしいと陳情した。

命令

要請通り、二人を船上に移送すべし。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(48) ジェームズ・マッキーバーとトーマス・ブレイ

の件

Na 10 と 29 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月四日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ヴィルキンソンの前で

一八七二年一〇月一〇日に当法廷にて有罪と宣告され、英

国船オケアーナ号の船員で五週間の収監を宣告されたジェ

ームズ・マッキーパーと、一〇月二九日に四週間の収監を

宣告された同じくトーマス・ブレイとの件について

上記船舶の船長ジョージ・シンプソン・カーは、上記二人の

船員の労役が船上で必要とされると説明し、一八五四年の商船

法第二四八条による航海を進めるために、彼ら二人を船上に移

送したいと要請した。

命 令

要請の通り、二人を船上に移送すべしと命令する。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(149) 女王対ロバート・ジエームズとジョン・ルーサ

ーフオード・クレイク

No. 30と31警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月八日金曜日

女王

対

ロバート・ジエームズとジョン・

ルーサーフォード・クレイク

被告達は、彼らが陸上勤務になるかあるいは英國海軍にはい

りたいと主張した。

判 決

一四日間の重労働つき拘禁を命じ、善行の保証として各自が
一〇〇ドルを、各自の保証人が各々五〇ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(150) C & J 貿易商会対アレイン・ケネディ

ーフオード・クレイク

No. 83

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月一三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

被告達は、英國船オケアーナ

号の海上勤務見習である

が、一八七二年一一月六日

に上記船舶の持ち場から無

料

C & J 貿易商会

対

アレイン・ケネディ 定残高二四ドル八八セントを請求する。

被告は出廷しなかつた。

原告は、売却され引き渡された商品の勘定

署名 H · S · ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

ウイリアム・ウェスデール・ホルタム (William Wasdale Holttum) は正式に宣誓して陳述した。昨夜、私は、ケネディの家で個人的に被告に召喚状の写しを送達した。

署名 ウイリアム・ウェスデール・

ホルタム

アマサ・スタンディッシュ・フォーブズは正式に宣誓して陳述した。アレイン・ケネディは、彼に引き渡された商品の勘定残高二四ドル八八セントをC & J 貿易商会に支払わねばならない。彼が商品を受け取ったのは確かである。彼は、支払いが完了するまで職を得てから月に五ドルずつを私に支払うことを約束した。しかしながら、彼は、六ヶ月間職についていながら決して支払わなかつた。

署名 アマサ・スタンディッシュ・

フォーブズ

判決

被告は、本日より一ヶ月以内に、訴訟費用四ドルとあわせて

命

一一四ドル八八セントを原告に支払うべし。

Na 85

ジョームズ・ウットンとチャールズ・ジョージ・ベンダーソン対ジョームズ・マーシャル

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一五日金曜日

副領事にして領事代理 H · S · ウィルキンソンの前で

ジエームズ・ウットン商会のもとで貿易に從事するジエームズ・ウットンとチャールズ・ジョージ・ベンダーソン
原告は、供給された材料および作業賃として料および七八ドルを請求する。

(472)

ジエームズ・マーシャル (英國船シーガル号の船長)

被告は、負債は決してないと申し立てた。

合意により、紛争がアーサー・O・ゲイ (Gay) とシャノン
船長との仲裁に託されるべしと命令する。被告は、訴訟費用三
ドルを支払うべし。

被告は、原告に四〇ドル一五セントを支払うべし。訴訟費用
は一切払わなくてよい。

署名 H・S・ウイルキンソン

署名 H・S・ウイルキンソン

副領事にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

兵庫大阪英國領事館の印

手数料三ドルは原告によつて支払われた。

(152) チューリー・アーヴィング・ペニンスキー・ハーヴィルズ

No. 84

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月一九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

チュー・アーヴィング

対

ウイリアム・ハウエルズ

原告は賃金の残り五五ドル一五セント

を請求する。

被告は、原告がまちがつた形で働いた時間について一五ドル
減額すべきであると主張した。

原告の自白によると、彼は自分自身のための道具を作つた。

命令 令

No. 75

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月二〇日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

松屋五郎兵衛

対

アルバート・モリス

被告は、債務者呼出の審判に出廷した。

アルバート・モリスは正式に宣誓し陳述した。私は、集金人
であつて、場合によつては、私は、他人のための手形帳を作成
する。それが、私の現在の唯一の仕事といつていい。一〇月一

五日以来、私は、先月やつた仕事に對して約一八ドルを受け取つた。それ以外には一切金を受け取っていない。現在私は五六番のクラッチレイのところに滞在している。私はクラッチレイの新聞の記者である。實際には、記者としては関与していないが、記事を提供した場合には、私は適宜支払いをうける。妻が契約した無關係な費用については私は支払っている。食料については、私はドモニイ商会と取り引きしている。その月の間に、私は、妻に二、三ドルを与えたが、私は、月払いの勘定を一錢も支払わなかつた。私の妻が家に持つてゐる若干のわずかな物品を除いて、私には財産が一切ない。この瞬間一〇ドルは私にとって大問題である。キンシヨウ屋に対する私の請求となるんで、横浜でウェルズ(Wells)と呼ばれる男に、主に下宿代として一五〇ドル強のつけ貸しをしている。全部回収すると約一、五〇〇ドルになる請求書を持っている。彼らのうちのほとんどはよそへ行つてしまつたが、そのうちの何人かは戻つてくるらしい。私は、金曜日の朝私の請求の報告書を作成することができる。私の妻は職を持つていない。

署名 A・モリス

審問は延期される。被告は、一月二二日の金曜日朝一〇時

に出廷し、彼の計算書についての陳述書を持参すべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

154 アルバート・モリス対ダニエル・ハナン (二)

No.39 (一八七一年)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二〇日水曜日

アルバート・モリス

対

ダニエル・ハナン

原告は、被告が原告に對して三三一ドルと訴訟費用三ドルとを支払うように命じた判決を一八七一年一月一七日に當法廷において得たことを示す宣誓供述書を提出し、即座に支払うことを命ずるよう申し立てた。

命 令

被告は、原告に對して、本日より七日以内に、上記の三三一ドルと訴訟費用三ドルとを支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン
 女王陛下の副領事にして領事代理
 兵庫大阪英國領事館の印

Na 75 (155) 松屋五郎兵衛対アルバート・モリス (三)

女王陛下の裁判所 兵庫
 一八七二年一月一二日金曜日

松屋五郎兵衛

アルバート・モリス

被告は、一八七二年一一月一〇日から延期されている債務者呼出の判決の審問に出廷した。被告は、債務の一覧表を提出した。審問は、一二月六日金曜日午前一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

Na 72 (156) ヘンリー・レイネル対エドワード・チャールズ・カービィ (一)

女王陛下の裁判所 兵庫
 一八七二年一月二三日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で
 ヘンリー・レイネル (原告)

対

エドワード・チャールズ・カービィ 兵庫在 (E・C・カービィ商会の名のもとに営業している) ホールとホルツの代理人として (被告)

エドワード・チャールズ・カービィは、彼の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターを通じて、被告の代理人としてカービィによつて申請した応訴状を取り下げる 것을 허가하였다. 上申した。

原告は上申に反対した。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。私は、エドワード・チャールズ・カービィによる宣誓供

料

述書を提出する。私は、エドワード・チャールズ・カービイの代理人である。すでに私は法廷に私の権限を示した。私は、エドワード・チャールズ・カービイが彼らの代理人として行動する権限を与えた一八七二年一月七日付のホールとホルツとの委任状を提出する。レイネル船長が訴えを提起しそうであるということを耳にして、私は、訴訟申立書の対象が取り引きされた時にホールとホルツの代理人をしていたロンドンのジョン・グレイに電報を送った。私は、一八七二年九月一〇日付の

電文と、一八七二年九月一二日付のカウデロイ (Cawdery) と

(479)

レインボー (Rainbow) からの手紙をも提出する。私は、問題の財産に関するカウデロイとレインボーとの地位を示す一八七

二年五月一一日付のジョージ・グレイの清算についてのホールとホルツの署名のある手紙を提出する。最後の手紙で指定された薬莢は売れない代物である。その手紙で指定された約束手形の金額三七一ドルを求めて、ガンドベールの財産に対して権利が主張された。会社の共同経営者は、この委任状に署名したエドワード・ホールとホルツとの代理人として行動する。

私は、上海のホールとホルツの会社の共同経営者の名前を知らない。私の知る限り、委任状に名前が書かれている二

人の人物が今は上海の会社の共同経営者ではないと私は信じて

いる。古い会社が上海でどのような財産を所有しているか私は知らない。ホールとホルツの名前で集金されてレイネル船長の貸方とされたレイネル船長の四、〇〇〇ドルについての利息を除き、我々は、清算に際してホールとホルツとのために金を送つたことは一切ないし、知っている限り集金したこともない。私は、一八七二年九月二〇日付のカウデロイとレインボーどちらの手紙をも提出する。

署名 エドワード・ヘイズリット・

ハンター

これで申請人のための陳述を終了する。

ヘンリー・レイネルは正式に宣誓して陳述した。これが、私の借金に関してホールとホルツとから私が受け取った手紙である。それは一八七二年五月六日付である。これは、私がE・C・カービイ商会から受け取った一八七二年九月三日付の手紙である。

署名 ヘンリー・レイネル

命 令

これは、被告の代理人エドワード・チャールズ・カービイによつて、被告ホールとホルツとのためになされた上申である。最初に提出された際に、上申書の用語があいまいであつたの

で、カービィ氏の目的が訴訟を取り下げる事であるのか、あるいは被告の利益のためにカービィ氏が提出した応訴状を取り下げるためにホールとホルツのために代理人をつづけるのか、このいずれであるのか疑問のままであった。修正された上申書は、意図についてまったく疑問の余地のないものとなつた。ホールとホルツのために、応訴状を取り下げ、このようにして、原告をあたかも訴状が決して送付されなかつたのと同じ立場に置くことが希望されている。被告達が当法廷の管轄外に住んでおり、不利な判決の内容を実現する財産が当法廷の管轄内に一切ない、被告がどこへ行こうと原告は被告を追跡すべきであつて、被告が当法廷の管轄に服従することを強制されるべきではないということが主張されている。しかし、このことを今主張することは遅すぎるようと思われる。記録が示していることは、一〇月五日にE・C・カービィが訴状の送達を受けたことである。その訴状において、被告は、ホールとホルツと指定されており、結びにおいて、「この訴状の被告は、上記で指定されたホールとホルツの代理人であるE・C・カービィ商会の名のもとに商売を営む兵庫のエドワード・チャールズ・カービィである」と述べられている。この訴状に対する答弁書は、二一日内に送付されねばならなかつた。一〇月一八日に、カー

ビィ氏は、訴訟を防衛するよう指示を受け取り、ある郵便で必要な記録類が到着するはずであると申請書でのべ、当法廷に対し答弁書を提出する期間の延長を申請した。本申請について合意により、一月一日に審問の陳述が取り決められており、その時審問されることに被告が反対してはならないとの了解のもとに、答弁の期間が一月九日まで延長されるべしという趣旨の命令が作成された。答弁書は、九日ではなくて一一日に提出された。その答弁は、カービィ氏が知っている限りの訴訟の実体上の事項を論じていたが、カービィ氏が期待していた記録類が到着していないと主張していた。それで陳述が記録類の到着まで延期されることに彼は服従したのである。しかしながら、陳述は本日に設定されたのであるが、しばらくしてカービィ氏は、記録類が同封されている手紙を受け取つた。そこで今彼は、経過したすべてのことを凍結させるよう依頼するためにやってきた。訴訟を弁護するために彼がすでに取つた処置を悪いとは彼は主張しなかつた。反対に、彼は、彼が眞実の被告から受け取つた指示のもとで行動したと主張し、委任状と指示とを提出しているが、彼が応訴にはいり弁護する権限を与えられていたと私には思われる。そのとき、被告達は応訴し、訴訟がさらに進行することを許したのであって、

料

私は、被告の利益のために彼らが訴を取り下げるることを許す理由が一切ない。まことに、法廷規則第三八条により、代理人として債務、損害賠償、訴訟費用について訴えられた人物が自分が署名をした文書によって、訴訟を弁護し、個人的に法令や命令を履行することを約束しないかぎり、法廷が訴訟を進行することを拒否するよう requirement に要求されるということが主張され、この規程が順守されず、法廷がそのような約束を彼に強制することが今やできないので、法廷は、被告がすでに提出した応訴状を取り下げる許すべきであるということが主張されています。

[48]

しかし、このことを主張することはカービィ氏の役目であろうか。私はがうと思う。この規則は、その人格と財産とが判決によって影響されるかもしれない不在当事者の知らない間に、不在当事者の代理人が原告と共謀して判決が下されるのを許してしまう可能性がある不在当事者の保護のために作成されたものであると私は信ずる。しかし、本事例の場合ではないと私は信ずる。私は、眞実の被告が訴の提起を知っていたし、カービィに弁護するように指示したと確信している。主張された議論は、本規則がいまなお効力があり、枢密院令によってその目的のために公使に与えられた権限により一八六六年に公使によって作成された条例によって変更されないままであるという

ことを想定している。今やその条例をみるに、それは、枢密院令第三八条において意図されているものとは反対の災難に対処するために作成された。一定の裁判管轄外に住んでいるがその管轄内にいる代理人によって営業を行う当事者が、管轄内に住む債権者が転々と相手を追跡せざるを得ないようにして債権者を遅らせたりあるいは挫折させることを妨げるためにそれは作成された。三八条の規定に固執することによって本条例の目的が妨げられるかぎり、私は、ここまでそれらの規定は固執されるべきではないと考える。本訴訟においては、原告が不在の被告に対するこの訴訟を維持することを困難とするいくつかの事情があるが、これすべての難点は、答弁することによって放棄されたのであって、それらのことを今主張することは過ぎるのである。私にとって本問題の厳格な法であると思われるのではそれぐらいのことであって、私は、本件が審理に移行することを許すことによって、被告を実質的に正当に取り扱うだろうということはわからない。彼らは弁護することを選び、彼らは、必要と考えた記録を代理人のカービィ氏に与えたと思われる。取ることが必要であると彼が考えたかも知れない手段を彼らが無視しても、彼らは、不平をいうことはできない。

私は、上申を却下する。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

訴訟費用三ドルは被告が負担すべし。

No. 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月二六日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ヴィルキンソンの前で

ヘンリー・レイネル(原告)

対

エドワード・チャーレズ・カービィ(ホール

とホルツの代理人として、被告)

被告は、一八七二年一一月二一〇日に原告に暴行を働いたとして告発された。

被告は、申し立てられた暴行が遂行された時に、居留地に対する妨害を彼が鎮圧していたと主張した。

警告して却下した。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

ヘンリー・レイネル対エドワード・チャーレズ・カービィ(二)

兵庫大阪英國領事館の印

(184)

訴訟費用三ドルは被告が負担すべし。

署名 H・S・ヴィルキンソン

No. 40 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月二五日曜日

副領事にして領事代理 H・S・ヴィルキンソンの前で

善助対ベンジャミン・ローリング

被告

被告は、一八七二年一一月二一〇日に原告に暴行を働いたとして告発された。

被告は、申し立てられた暴行が遂行された時に、居留地に対

する妨害を彼が鎮圧していたと主張した。

警告して却下した。

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

上訴の許可が与えられた。

命 令

〔〇〕

(185)

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(159) ヘンリー・レイネル対エドワード・チャールズ・

カービィ (三)

Na
72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一一月二六日火曜日

副領事にして領事代理兼判事H・S・ウイルキンソンと
デービッド・アレキサンダー・ジョ
ン・クロンビーと

補佐人の前で

ヴィリアム・グレゴリー・サンズ

ヘンリー・レイネル (原告)

対

エドワード・チャールズ・カービィ (ホール

とホールツの代理人として、被告)

原告は本人が出廷し、被告は、代理人エドワード・H・ハン
ターが出廷した。

原告は、訴状の冒頭を、「ホールとホールツ」に替えて「ホー
ルとホールツの代理人としてのエドワード・チャールズ・カービ
ィ」と修正するよう申し立てた。

被告は、E・C・カービィは訴訟上の代理人であるのみで、
営業上の代理人ではないという理由で異議を唱えた。

原告は、E・C・カービィが彼らの営業上の代理人として活
動するとのべている一八七二年五月六日付のホールとホールツの
手紙を提出して応酬した。

異議は却下され、訴状は要請通り修正された。

さらに、合意により、訴状は、「会社の共同経営者がエドワ
ード・ホールとアンドリュー・ホールツである」という言葉を
追加することによって修正された。

それから、陳述がなされた。

ヘンリー・レイネルは正式に宣誓して陳述した。一八七一年
五月に、私は、グレイ氏に對して、何か四〇〇〇ドルぐらいの
いい投資対象はないかと尋ねた。彼は、私に、ガンドベールが
四〇〇〇ドルを借りたがっていると言つた。私は、彼に私は貸
金業については全く知らないが、ホールとホールツを完全に信頼
していると言つた。私は、その時彼がホールとホールツとの代理
人であることを知っていたので、私は、彼が担保を満たすので

あれば金を貸そうと言つた。彼は、確信をもつて金を貸すことを推奨し、完全に安全だと言つた。彼は、私に、この話が私の名前でおこなわれる方がよいのか、ホールとホルツの名前でおこなわれる方がよいのかと聞いてから、おそらく私は自分の名前が出るのを好まないだろうとはのめかした。私は、それは私にとって全くどうでもいいことだということ、ホールとホルツにこの件についての管理を全てまかせると言つた。一八七一年五月三一日に、私は、グレイ氏に、彼が受け取りを書いた四〇〇〇ドルの小切手を渡し（この受け取り書を私は提出している）、彼は一通の文書を書くことを約束した。六月一日に、私は、その日付の文書を受け取つたが、これを私は法廷に提出する。六月二日に、私は神戸を離れ一七日間不在にした。グレイ氏は、担保について私に示さなかつたし、どのような担保がガンドベールから得るべきかについて議論は一切なかつた。私は、担保についての特別な記述について言及しなかつたが、單に、私はこのような事柄については無知であるので、この件については完全にホールとホルツに任せたいと言つただけである。その後、私は、一八七一年一二月一二日付の手紙を受け取るまで特別なことをグレイ氏について思い出さない。この手紙を受け取つたあとぐらに、私は、グレイ氏に会つたのであ

る。彼は、その手紙の主題に言及した。最悪の場合に私が六〇〇ドルを失うかもしれないということを除いて、彼が私にガンドベールの立場について特別な話をした覚えはない。彼は、彼がなんらかの損失がありそうであるとは考えていないと言つた。私は、彼にこの金の管理について一切指示を与えないかった。その金を失うと私はほとんど破産すると言つたことは覚えている。この時より後に、時々グレイ氏が私に立ち去るつもりだと言つたことを私は覚えている。このことは一八七二年五月のことだつたと私は信じる。彼は、E・C・カービイがホールとホルツの事業を管理するための委任状を持つてゐるので、私はえよければ私の代理人として活動するつもりだと言つた。私は、戻つてくるつもりかどうかははつきりしなかつたが、彼がイギリスへ行くつもりだと思つた。彼は、ガンドベールがしばらくの間借金を更新することを要求するだらうと言つた。彼は、このことが私の立場にどのように影響を与えるかというところについては一切言わなかつた。彼は、ガンドベールが一二ヶ月間継続することを許可することに合意したと言つた。私の貸付がこの協定によつてどのように影響をうけるかについて、彼が私の貸付についてなんらかの言及をしたか覚えがない。彼は、彼が私にすでに言つたこと、私の損失が六〇〇ドルを超えた

ることはありえないということを單に繰り返しただけである。

彼は、担保として彼が持っていた火災保険証券が一般債権者か、彼自身すなわちグレイのいずれかの所有になる商品にかけられていることを私には言わなかつた。彼は、未完成の建物の担保契約が決して作成されなかつたということを私に言わなかつた。私が持つてゐる唯一の担保が領事が裏書きしたガンドペールの約束手形であるということを彼は私に言わなかつた。グレイ氏の会話から私が得た印象は、私がすべてを回復するであろうということであつた。私は、その後彼にあつた記憶はない。そのあと直ちに、私は、上海に赴いたが、帰ってきた時に彼は去つていた。そこで、私は、ガンドベールの件の真実の形勢に気づいた。私は、昨年九月三日に、清算についてホールとホルツに対しこの手紙を書いた。それに対して、私は返事を受け取つた。上海から帰るまで、私は、ガンドベールの件の真実の形勢がわからなかつた。私の船で去つた時には、それについて聞かなかつた。昨年六月二日に上海に戻つてからそれを耳にしたのである。グレイ氏は、私に、ショッカー・ハニンク (Schokker Hummink) 医師あるいは彼自らがガンドベールの家具についての担保承諾書を持つてゐるとは決して言わなかつた。

反対尋問。私は、投資のためにホールとホルツに四、〇〇〇ドルを預けた。投資の前に私はグレイ氏と話をした。その時、担保の性質は、私がその事業の性質についても、当事者についても全く知らないが、ホールとホルツにすべてを任せるという了解のもとに、私に説明された。私が受け取つた一八七一年六月一日付の手紙は、担保の性質を説明していた。私がその事業について一切知らないと言つたことが異議申し立てであると考えられることを除いて、私は、その担保に対する異議を決して唱えなかつた。私は、その手紙で説明された利率で貸金の利息(49)を受け取つた。投資を周旋するために彼らに二五ドルを支払つた時に、私は、被告に対して、いかなる不満の意も表明しなかつた。私は、対象について一言も言わなかつた。担保が良好なものであつて、被告が破産したのであれば、私は、その担保に対する私の合法的権利を立証することに努力したであろう。一八七二年五月六日にそしてそれに先立つ數カ月前から支払不能となつてゐたガンドベールに対する訴状における言及によつて、私は、ホールとホルツが貸付をなした時にガンドベールが支払不能であったことを知るべきであったと推測するつもりである。私は、ガンドベールが一八七二年五月六日に支払不能であったという私の独自の認識を宣誓証言することはできない

が、その点についての証拠を提出するつもりである。一八七一年一二月一二日の手紙を受け取ったあと私がグレイ氏に会った時に、担保の変更について何か話されたが、私は、この問題について義務を全て果たすだろうと言つただけである。グレイ氏が立ち去る前に、私は、担保にではなく彼らに四、〇〇〇ドルを求めるということを被告に通知しなかった。それが必要であるとは胸に浮かばなかつた。私は、担保が私の担保にとられているとみなしてゐた。いつもグレイ氏が私にそれであつたのを確認していたので、私は、グレイ氏が担保の効力に責任をもつてゐると考えていた。私は、ガンドベールの担保がホールとホルツの担保であると考えていた。表現されとはいひどり分だと確認していたので、私は、ガンドベールが彼らの代理人として活動しているものであると当然のように推測した。グレイは、それを仕事上の取り引きとして引き受けている。「もしガンドベールが破産せずに家屋を完成させていたならば、必要とされる記録類によつて、あなたは十分に保証されたか。」私にはまったくわからない。私は、そのことについて一切考えないと盲目的にホールとホルツとを信頼していた。調べることは全くしなかつたので、神戸で法的な助言を得ることができたかどうかわからぬ。確かに、私は、グレイが最善を尽したとは考えていない。グレイは、その時に投資の他の方法について、私に教えなかつたし、私も知らなかつた。

(訴状の第七条は合意によつて削除された。)

サンズ氏、補佐人に対し。グレイ氏が私が六〇〇ドルを失うかもしれないと言つた時に、私は、三、四〇〇ドルはよく保証されており、六〇〇ドルはうまく保証されていないという事

(例)

丸一日、停泊した。一八七一年六月から一八七二年一月までの間に、私が当地にいた最長期間は一一日間であつた。その時、我々は、出港するために夜も昼も働いていた。グレイは、彼が自分の金をガンドベールに投資していることを私には決して言わなかつた。グレイがホールとホルツとの代理人であったので、私は、彼らが彼らの代理人として活動しているものであると当然のように推測した。グレイは、それを仕事上の取り引きとして引き受けている。「もしガンドベールが破産せずに家屋を完成させていたならば、必要とされる記録類によつて、あなたは十分に保証されたか。」私にはまったくわからない。私は、そのことについて一切考えないと盲目的にホールとホルツとを信頼していた。調べることは全くしなかつたので、神戸で法的な助言を得ることができたかどうかわからぬ。確かに、私は、グレイが最善を尽したとは考えていない。グレイは、その時に投資の他の方法について、私に教えなかつたし、私も知らなかつた。

料 実に彼が言及していると理解した。

署名 H・レイネル

原告は、ホールとホルツとによって供給された計算書を提出した。認められた。

アマサ・スタンディッシュ・フォーブズ、兵庫は、正式に宣誓して陳述した。私は、当地のホールとホルツの会社を知つていたし、彼らが仲介代理人であつて、貸金業をやつていると常に理解していた。私は、彼らが金を貸付けていることを自分で知っていた。一八七一年には、年利一五%が法外な利率であると私は考えない。私は、それがよい担保の欠如を正当化するような利率であるとは考えない。一八七一年六月に、私は、コロンブ（Collomb）の裏書がある一五カ月のガンドベールの約束手形に金を貸すつもりはなかつた。私は、その時、ガンドベールの立場も、コロンブの立場も巨額の金銭に対してよいとは思わなかつた。商品に対する保険証券はそれ自身の担保ではないと私は考える。レイネル船長の証言みると、私は、ホールとホルツとが原告に対する義務を果たしたとは思わない。

反対尋問。私が自ら支払った最高の利息は一二%であつたが、私が一五%を支払つたかもしれない場合を覚えている。その時一六%が法外な利率であるとは思わない。金貸は私の仕事

ではない。一八七一年五月に、私は少ししかガンドベールを信頼していなかつた。我々は、彼の土地に五、六〇ドルほどの権利しか持つていなかつた。私は、一八七一年五月にガンドベールが支払不能であることを知らなかつた。一八七一年五月よりも早くガンドベールが支払不能であるという報告を聞かなかつた。一八七一年五月にコロンブが支払不能であつたかどうか私は知らない。彼の仕事が小規模であつたということを私は知つてゐるだけである。

法廷に対しても私は、短期の貸付については銀行に一二%の利息を支払う。私は、一二%が銀行業務の通常の利率であると思う。ガンドベールに対するような貸付は高い利息になると私は信ずる。私は、グレイ氏と話したことがあるが、彼は、日本人の貸付については月に三%の利息を受け取ると私に言つた。

署名 A・S・フォーブズ

ヴィルヘルム・コンラッド・コータル（Korthals）は正式に宣誓して陳述した。私は、ネザーランド貿易商会の代理人である。当港でホールとホルツが日本人に金を貸していることを私は知っている。一八七一年に、銀行が要求する第一級の担保については一二%の利息が妥当であると私は信ずるが、当地で耳にしたような担保——担保であると私は全く考へないが——に

ついては、一五%は低すぎると私は思う。一八七一年に、私は、よい担保——保険証券をともなう家屋と土地——をとって金を貸したが、一五%の利率以下では貸さなかつた。一八七一年五月には、私は、コロンブの裏書のある一五カ月のガンドペールの約束手形には金を貸さなかつたであろう。いかなる商人も火災保険証券だけをいかなる担保としても考へないである。

(194)

う。私は、一八七一年六月一日のホールとホルツの手紙(B)

を読んだ。私は、そこでのべられている投資が申し分のないものであるとは考へないし、私がレイネル船長の代理人であるならば、彼にそこでのべられている担保がよいものであると言つことが正当化されるとは感じないであろう。

反対尋問。動産あるいは家屋に抵当権が設定された時には、一般的にそれらには火災保険がかけられる。抵当権は保険なしで完全であろうが、動産に保険がかけられていないならば、担保は良好ではない。動産を良好な担保とするためには、約束手形と抵当証券と保険証券が貸し方にあるべきであつて、動産が貸し方の倉庫にあるべきだと私は思う。一八七一年六月の手紙で言及されている投資は、建物が建てられてはいなくて、建てられる予定であつたから、良好ではなかつたと私は思う。家具は特定されていない。抵当は、仏國領事館で登録されたはずで

ある。

クロンビー補佐人に対し、約束手形が適切な形式で作成されなかつたと私は考へる。フランス法と同じであると私が信ずるオランダ法によれば、約束手形は、署名した人によって書かれるか、署名する前に書かれる方がもつといいのである。コロンブの裏書は、まつたく彼を拘束しない。

署名 W・C・コータル

審問は、一一月二七日一〇時まで延期された。

一八七二年一一月二七日水曜日。

審問が執行された。

両当事者が出廷した。

ヨハン・アントニウス・コルネリウス・ショッカーハニンク、兵庫の医学博士は正式に宣誓して陳述した。一八七一年五月に、ガンドペールは私に借金をした。私は、彼の家具に抵当権を設定した。ガンドペールは、私に、家具には他の抵当権が設定されていないと言つた。一八七一年一一月頃に、一二月より前に、私はその金を返してもらつた。グレイ氏は私に支払つた。私は担保承諾書を彼に渡した。グレイ氏がこの移転を提案したのである。

反対尋問。抵当権の金額は一、〇〇〇ドルであつたと私は信

する。私は、ガンドペールが一〇月末頃に召集したガンドペールの債権者の会合に出席した。グレイ氏が私に金を支払ったのはこの会合のあとであった。私は、その会合の日付をはつきり覚えていない。それは九月か一〇月頃であった。私は、グレイ氏に担保承諾書を渡した。(担保承諾書は、入手できない証拠であるので、合意によりその内容が採られた) 担保承諾書に関する、ガンドペールは、私に一、〇〇〇ドルを借り、抵当とし、ホテル・コロニーの家具を全て特定することなく提出する、他の誰にも抵当を与えない、家具には保険がかけられていると言つた。

署名 J・A・コルネリウス・ハニンク

ジョン・ウィルソン・ヘンダーソンは正式に宣誓して陳述した。私は、一八七一年一〇月一二日に集金に対するガンドペールの受領書を送つたことを覚えている。それは支払われなかつた。一八七一年一二月に、私は、もう一通の受領申立書を提示した。ガンドペールは受け取りを拒否した。私は、フランス領事に抗議するよう依頼した。彼はそうすることを拒否した。彼は理由を示さなかつた。私はガンドペールの件を管理する委員会の一員であつて、ガンドペールがフランス領事の默認のもとで振舞うことを許されているだけであることを私は知つてい

たから、私は領事に理由を聞かなかつた。最初の集金明細書を送付したすぐあとで、私は、ガンドペールの債権者の第一回会合に出席した、すなわちそれは一〇月一二日よりすぐあとのことであつた。私は、グレイ氏が出席していたと信じる。彼は、ガンドペールの件をよく知るあらゆる機会に恵まれていた。一八七一年一二月にガンドペールの件について私が知っていたことから考へると、さらに金を借りずに一五番の建物をガンドペールが完成させることは全く不可能であつたと私は思う。一八七二年五月に、ガンドペールの件は、フランス領事の監督のもとにある委員会によつて処理された。彼は自主的行動者ではなかつた。ホテルは借金なしでやつて行くことについてだけであつたし、ガンドペールは負債が多く、ホテル以外に金を調達する手段を一切持つていなかつたので、ガンドペールの件は非常に悪い状態にあつた。その時担保を持たない債権者達は、完全に資金を回収する機会を一切持つていなかつたであろう。

反対尋問。一〇月一二日以前に、私は、ガンドペールの件については一切知らなかつた。その日に引受手形に對して支払わなかつたことについて、ガンドペールが示した理由は、彼ができなかつたということ、彼の件が混乱していたということであつた。一二月の証書は、商売上の通常のやり方で呈示のためにな

送付されたのであって、私は彼の件が混乱しているのを知つて、いたから、それを隠したのは私ではなかつた。私は、ガンドペールの件を管理する委員会の委員に指名された。委員会はガンドペールの帳簿を調べた。委員会は三人で構成されていた。帳簿を調査してから、我々が到達した結論は、ガンドペールを救うためには優秀な管理と節約と営業上の成功とが必要であるということであった。ホテルの一ヶ月前後のかけぎ高についての計算書があつたが、信頼できるものではなかつた。覚書は、ガンドペールが記帳していたが適切には記帳しなかつた記録であると彼は言つた。彼は支払いを記入することを忘れたし、他の項目も記入することを忘れた。私は委員を辞任した。事情がどうになっているかを示す委員会によつて作成された記録があつた。よい管理と営業上の順調さがあれば、ガンドペールは窮境から脱して、利息を含めて彼の全債務を返済するだらうと考えられた。経営を続行するためにガンドペールが直ちに我がしかの金を入れることが必要であると考へられた。

一週間の集金額を担保にとってグレイ氏はいくらかの金を貸した。それが一、〇〇〇ドルであつたと私は思う。彼がそれ以外に金を貸したことは知らない。ガンドペールが約四、〇〇〇ドルするソーダ水器械の支払いに借りた金のいくらかを使用した

か、金がどこからきたかは示されなかつたことを我々は見つけた。取り決めではガンドペールは委員会の管理下でやつていくべきであるということであつたと私は思うが、ある金額が月毎に債権者の間で分配されるようになつては私は思わない。剩余金がある場合には、毎月に債権者の間で分配されるべきことが意図されてはいたと私は信じている。一八七一年九月以前にグレイ氏が、私自身あるいは他の誰よりも、ガンドペールの件についてよく知る機会を持っていたとは私は言えない。

再尋問。私が収集した事実からみると、ガンドペールの件は、ガンドペールの管理下ではなく、よい管理のもとにおいて債務を支払いうる好機会があつたと私は信じていた。一五番の建物が数カ月で完成する見込があり、事情を詳細に知つてゐるといふような聲明を一八七一年一〇月一二日の手紙でグレイはすべきでなかつたと私は思う。

法廷に対して。一八七一年に、確かに、ガンドペールは支払不能であった。ガンドペールは、委員会の承認を得て、十分に特別な管理であると思われるビーソーン (Bisson) 氏のサービスを採用した。

署名 J・W・ヘンダーソン

ジエルマン・ガンドペールは正式に宣誓して陳述した。昨年

料

の九月、私は金に困っていた。私は、グレイ氏がそれを知つて、いたかどうか知らない。その時より少し前に、私は、グレイ氏に金を約四、〇〇〇ドル貸してほしいと頼んだ。私は三、九四〇ドルを受け取つた。あとで彼が一、〇〇〇ドルを貸してくれたと私は信じている。残りの五〇ドルは利息の前払いであつたと私は信じている。私は大工に四〇〇ドルを支払つた。金を借りた時には、文書による取り決めは一切なかつた。私はホールとホルツとに手紙を書いて、一五番の建物が完成した時には、それを担保として提供すると約束したと私は思う。四、〇〇〇ドルの中から、私は、建物に約一、〇〇〇ドルを使用した。これは、四、〇〇〇ドルに対して私が与えた約束手形である。約束手形の裏に保証としてコロンブが名前を書いたと私は思う。グレイ氏がコロンブに頼んだのである。当時、私は、ソーダ水工場をコロンブと共に經營していた。その会社の名称はコロンブ商会であった。請求書にあるのはコロンブ商会の名前であると私は思う。私が商売をやめる約三カ月前までに金を貸したのがレイネル船長であるということを私は知らなかつた。グレイ氏が借金について話しをした時に、タイルが屋根に置かれるや否や、彼は、新しい家を担保とすることと保険証券について話をしていた。これは、その時私が書いた手紙の写しである（合意）。

により承認された）。家についての他の手紙を私が書いたかどうかはつきり言えない。一八七一年六月一日に、私は、ショットカー・ハニンクに一、〇〇〇ドルを借りた。彼は担保として家具をとつた。その家具は、一五番のホテル・ド・コロニーにつた。その手紙で言及されているのと同一の家具である。（一八七一年六月一日頃）私は、グレイ氏に、ショットカー・ハニンク博士が家具に対して一、〇〇〇ドルの権利を持つていると書いた。その後、グレイ氏は、ショットカー・ハニンク博士の権利を譲り受けた。十分な資金がなかつたので、私は、建物を完成しなかつた。建築は八月頃に停止され、契約金が安すぎるので大工は現場を離れてしまつた。資金が十分でなかつたから、他の大工を雇わなかつた。私は、この手紙をブラウン氏に送つた（提出済）。当時、私は、建築を完了させるに十分な金を持たなかつた。申立書が受け入れられていたら、私は彼らから金を借りることが可能であつたと私は思う。委員会は、私がその手紙を書いたことを知らなかつた。グレイが契約を取るようにならと私に話した。その考えは、約二年間の前払いとなつている賃借料が支払われるまで、申立書にその建物を記載するといふことであつた。これは、一八七一年一二月に私がホールとホルツ宛に書いた手紙の写しである（合意によつて承認された）。

これは、そこで言及されている抵当権の文書である。第二の手紙を書いた時に、私は、債権者と取り決めを結んだ。グレイ氏の助言により、私はその手紙を書いた。私は、保険会社の代理人のところへ一人で行つた。私は、火災保険証券が借金の担保であるかどうか言えない。當時、私はそのように考えていた。グレイ氏は、その担保に対して決して異議を唱えなかつた。商元ひつまく行かなくなつてゐるのを知つた時から、グレイ氏は、私に助言するようになつた。一月の末頃であつて、それ以前ではない。

反対尋問。ホールとホルツから四、〇〇〇ドルを借りた時に、返済することについて私は全く疑いをもたなかつた。當時商売はうまく行つてゐたのである。當時、私は支払能力があると考えていた。そうでなければ、私は、四、〇〇〇ドルを借りはしなかつたであろう。私の債権者達の会合が召集された後⁵⁰⁰に、もっと金を借りないとやつて行くことができないことが判明した。小額の債務を支払うために當時私は一、四〇〇ドルぐらいを借りた。その頃に、ショッカーハニンク博士の抵当権はグレイ氏によつて引き受けられたのである。彼は二、四〇〇ドルを融通しなかつた。彼はショッカーハニンクに支払い、一、四〇〇ドルより少し多い目の金額を融通した。私は、二、

〇〇〇ドルだと信ずるがそれに対する、一五番の家と土地を、一番抵当としてグレイ氏に差し入れたと思う。グレイ氏は委員の教示により金を貸したと私は思う。私は、グレイ氏から借りた四、〇〇〇ドルは建築の目的にのみ使用されるべきであるということを、グレイ氏と口頭で合意した。私はコロンブとの共同経営を告示しなかつたが、それについては人々に話した。約束手形は裏書きしてはならないと教えたのはグレイ氏であった。私がグレイ氏に教えたから、グレイ氏は、ショッカーハニンク博士が私の家具に抵当権を持っていることを一八七一年六月一日に知つたのである。毎月私が債権者に多額の返済をすることになっているのは、私の債権者との合意であつた。一八七一年一二月頃には、私は、やつていけると考えていたし、それは、ビーソーン氏が来た時であつたが、後になつてできないと思つようになつた。フランスの裁判所で売却された時に、私の財産はほぼ四、〇〇〇ドルになつた。

再尋問。フランス法によれば前述の約束手形が役に立たないということを私は知らない。

サンズ氏（補佐人）に対して。グレイ氏は競馬の勘定を集金していた。それは、担保としてグレイ氏に与えられていなかつた。グレイ氏は一部分を保留していたが、どれぐらいか知らな

い。

法廷に對して。一八七〇年に、私は、ルネ・オートルズ(René Orteils)から六、〇〇〇ドルを借りた。私が差し出した担保は、一五番の家と土地の半分であった。それはホテルであつて、ホールとホルツに担保として与えられることになつてゐた土地の一部でも決してなかつた。私はその借金には年利二〇%を支払つた。ルネ・オートルズはその半分の抵当権をなお保持している。私は、その家の火災保険証券を彼に与えた。その抵当権はフランス領事館に登録された。一八七一年九月に、それは更新されフランス領事館に登録された。一八七一年一一月に、グレイ氏は、ルネ・オートルズが抵当権を設定している一五番のその部分に、二番抵当を設定して私に二、〇〇〇ドルを貸した。グレイ氏に対する抵当権は、ルネ・オートルズに対する抵当権は、一、〇〇〇ドルの前年の抵当権を説明していた。二、〇〇〇ドルについて私が支払うことになつていて利息は、月に一・五%であつて、最初の年の利息は、前払いで支払うことができたので、私に渡す前に二、〇〇〇ドルから控除された。グレイ氏が、一、四〇〇ドル貸したと私が言つたことには誤りがあつた。彼が私に渡したのは一、六四〇ドルであつて、それは二、〇〇〇ドルから最初の年の利息三六〇ドルを引いたものであつた。

原告は、一八七二年五月六日付のホールとホルツから原告あ
502

署名 G・ガンドペール

た。この抵当権は、フランス領事館に登録された。私は、グレイ氏に、グレイ氏がショッカーブ博士に支払つた一、〇〇〇ドルを承認し、ホテル・ド・コロニーの私の家具をグレイ氏に担保として差し出した抵当権を与えた。家具の一覧表のついたその抵当権はフランス領事館に登録された。一八七一年一〇月に、私はコロンブと組んでソーダ水器械を担保としてクライン(Klein)氏から一、四九〇ドルを借りた。器械の財産目録のついた抵当権はフランス領事館に登録された。利息は月に二%であつた。その抵当権は、器械が一、〇〇〇ドルの担保としてクニフフレ商会に抵当権がすでに設定されていたことを説明していた。後にクライン氏は一、〇〇〇ドルの債務について器械を引き取り、その移転はフランス領事館に登録された。ホールとホルツとから借りた四、〇〇〇ドルでもつて建設されることになつていて新しい建物の半分の敷地はグレイ氏の財産であつて、一五年の年限で彼から私に貸与されたのである。他の文書のついた賃貸借証書は横浜のフランス領事館に寄託された。約四、〇〇〇ドルをもたらした競売は、私の家具についてのものであつた。

ての手紙とホールとホルツの代理人であるカービィ商会から原告あての手紙とを提出した（両方とも承認された）。

これで原告のための陳述を終える。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。私は、一八七二年九月二〇日付のカウデロイとレインボーからの手紙と、本件における文書の証明付写しを含む封書、一八七二年九月二〇日の手紙で言及された一八七二年九月一二日の手紙とを提出する。私は本件についてこれ以上知らない（これらの手紙は同意により承認された）。

反対尋問。私はグレイ氏の委任状を所持している。グレイ氏は立ち去る時に私に記録を託した。そこには、ショッカー・ハニンクから引き受けられた、一、〇〇〇ドルに対してガンドベールの件の他のールのホテルの家具に設定された抵当権であると私が理解するものがあった。今は私はその抵当証書を持っていない。私は、フランスの法廷における使用のためにガンドベールの件の他の記録類と一緒にそれを横浜に送った。それはジョージ・グレイの名義であつて、ホールとホルツの名義ではなかつた。「この担保承諾書によつていくらかの金が回収されるならば、その金は誰のものになるのか」それがジョージ・グレイの名義であるので、一、〇〇〇ドルに関する限りそれはグレイのものにな

るだらうと私は信する。抵当権それ自体は一、〇〇〇ドル以上の価値を持たない。抵当権はグレイのものである。レイネル船長の貸金に対する約束された担保としてホールとホルツとによって言及された一五番の建物は、今やジョージ・グレイの代理としての私が占有しているが、私はそれが正当には誰のものであるのか私は知らない。ガンドベールの財産にはホールとホルツとによって抵当権が設定されているという理由により、ガンドベールの財産の破産管財人であるルグラント（Legrand）氏によつてその建物が売却に付された時に、私はその売却に抗議した。賃料が支払われなかつたので、その建物がグレイの占有にあると私は考える。私はそれを貸家とみなしている。賃料が支払われなかつたから、私はグレイに代わつてそれを占有した。私が抵当権を持っているという証拠は、一八七一年六月一日付の手紙であった。ルグラント氏がこの手紙を見たかどうか私は知らない。私は、フランス人の利害関係者を預つてあるガワー氏に手紙を書いた。その建物は、競売に際してそのまま売却された。私はルグラント氏からの手紙を持っている。私はそれを読まなかつた。それはフランス語で書かれている。その区画は、賃貸借契約が解除されたことを考慮して、ジョージ・グレイの代理人としての私の引き渡された。レイネル船長の借金の期限が

きた時に、私は、ガンドペールに支払を要請した。彼は支払を拒否して、我々に、彼がすべての彼の書類を領事館に持ち込むつもりだと言った。我々は、本件に関して我々が持っている全ての記録の写しを領事館に送付した。私はいかなる返答も得なかつたし、記録について一切耳にしなかつた。レイネル船長の借金の保証として我々が持っている担保だけを我々はフランス法廷に提出した。担保は、手紙類、これらはその写しである。この約束手形といくつかの火災保険証券である。私は、担保承諾書あるいは抵当証券を一切見たことがない。現在に至るまで、私は、これらの手紙類に担保としてのいかななる価値も見出さないし、フランス領事館に登録されている一、〇〇〇ドルの抵当証券にもいかななる価値も見出さなかつた。レイネル船長の資金のために、ガンドペールの財産から私にかを回収しうるかどうか、私には言えない。しかし、もし我々が担保としてのこれらで回収しないのであれば、我々は、一般債権者としての役割をもつことを期待するものである。私は、これらの担保ゆえに我々が一般的の債権者であるよりも有利な立場にいると考えている。そのように私が言う理由は、ダロー (Daloz) 氏にそのように言わされたということである。私は、自らこれらの記録についての意見を承認するとは言明していない。むしろ私

はこれらの記録に対する意見を承認しない。私は、一八七一年一二月一二日の手紙でふれられている二つのビリヤード台の所有権を得ようと努力したことと記憶している。私はレイネル船長のためにそうした。私はビリヤード台を取得しなかつた。ヘクト・リリエンタール (Hecht Lillenthal) は、それらを譲渡することを拒否した。彼らは、私がビリヤード台を望むならば、彼らは彼らの倉庫からホテルへビリヤード台を返還しようと言つた。彼らは、フランス領事と相談したと言つた。

クロンビー氏 (補佐人) に対して。当地で私はグレイ氏と親密であった。常に、私は彼が商売上用心深かつたと理解していた。私はここで話されている危険な担保をとつていたことを知つてゐる。彼は一二%の利息をとつていたと私は思う。

サンズ氏 (補佐人) に対して。二つのビリヤード台が破産管財人の命令によつて売却されたと私は信じる。

法廷に対しても。私がクロンビー氏に話した一二%の資金は、完成した際に担保となる家を建築するための一部であつた。その土地は金を借りた人のものであつた。グレイ氏が担保として証書を持っていたかどうか私は知らない。彼が持つていたと私は考へたい。金は一回で支払われた。それが三、五〇〇ドルか四、〇〇〇ドルであつたと私は思う。家の建設が開始される前

であつた。

これで被告のための陳述を終了する。

判決のために、一八七二年一月三〇日土曜日朝一〇時まで
閉廷する。

署名 エドワード・ハイズリット・ハンター

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

（完）

（後記）

本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助
金助成による研究成果の一部である。

